

網走市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 8 月 28 日制定

令和 5 年 3 月 28 日改正

網 走 市 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

網走市は、オホーツク海に面した穏やかで平坦な丘陵台地と波状傾斜地、及び高台に位置し、約 320 戸の農業者が大型機械類を導入した営農集団組織による畑作 3 品（麦類・馬鈴しょ・てん菜）を中心とする土地利用型の大規模営農を展開している。

現在、担い手への農地集積率は 98%を超えているが、今後、農村の高齢化が進み離農や担い手の減少に伴い労働力に不足が生じ、栽培条件が不利な農地では不耕作地化が進行することも懸念されており、その防止への取組み、及び賃借地の自作地化を求める担い手への要望に応えるよう、農地中間管理機構の特例事業等を活用するなどの農地の集積・集約化に対する取組みの強化が求められている。

以上の観点から、網走市農業委員会は、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、当委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 5 条第 1 項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する網走市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期毎に必要な応じ、検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動内容については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	14, 000ha	0ha	0%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	14, 000ha	0ha	0%
目 標 (令和 15 年 3 月)	14, 000ha	0ha	0%

（※）現時点で管内に発生しておらず、今後も継続して遊休農地が発生しない（0%）ことを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 優良農地の保全と確保に努め、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項に規定する農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し、早期発見により遊休農地発生を未然に防止する。
- また、一斉調査のほか管内を 4 つの調査区に別け、随時、各地区の担当農業委員による農地パトロールを実施することで、不耕作地の情報を収集し、農地所有者に対する利用意向調査や、農地中間管理機構と連携するなど遊休農地の発生防止に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	14, 000ha	13, 838ha	98. 8%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	14, 000ha	13, 860ha	99. 0%
目 標 (令和 15 年 3 月)	14, 000ha	13, 860ha	99. 0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農地所有者等の意向把握と農地の利用調整の推進
農地の所有者等の意向の把握と、将来的な農地等の利用に関する情報収集に努め、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整を推進する。
- 農地の相続登記意識の喚起
農地利用集積業務の妨げとなる相続登記が未済の農地について、遊休農地の発生要因ともなり得ることから、相続者等に対する相続登記の意識喚起に努める。
- 農地中間管理機構等との連携
市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約の推進に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	現 状 (令和 5 年 3 月)	3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	目 標 (令和 15 年 3 月)
新規参入者数 (法人を含む)	0 経営体	1 経営体	2 経営体

※目標の数値は累計

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

市、農協、農業改良普及センターなど関係機関と連携を図り、情報提供や農業指導、相談等を積極的に行い、新規農業経営への参入促進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。